資 料

少 年 犯 罪 被 害 当 事 者 の 会 の ご 案 内

●少年犯罪被害当事者の会とは

１９９７（平成９）年１２月２１日、未成年の加害者によって子供を殺された４家族の親たちが大阪に集まりました。このような事件にあった親たちの思いは、とても言葉で表現できるようなものではありません。世間に理解されない孤立無援の苦しみの中、同じ立場に置かれた親を探し求め、お互いに電話で話し合ったのが会のはじまりでした。

初めて４家族が実際に会ってみて、それまでは誰にも理解してもらえなかったことが、当事者間では痛いほどわかりあえました。その理由は、それぞれが身をもって理不尽だと痛感していたことが、たくさん共通していたからです。けれども、私たち一人一人の声や力は本当に弱く、わからないことばかりでした。

私たちの子供は、夢も希望もたくさんあったのに、決して死にたくなかったのに、少年たちの手によって理不尽に命を奪われました。生きていれば、被害にあった証人として事件の真相を話すこともできたのに、それも叶いません。そこで私たちは、いちばんの「被害者」である子供のことを大切に思う親たちを「被害当事者」と呼ぶことにして、「少年犯罪被害当事者の会」を結成したのです。

●会の活動についての基本的な考え方

欧米にくらべて２０～３０年遅れている「被害者問題」が、ようやく日本でも注目されるようになりました。けれども少年犯罪の被害者は、少年法が一部改正された今も、「置き去りにされた者」であることに変わりはありません。現行の刑事司法・少年司法制度では、逆送や審判での意見陳述の有無などは家庭裁判所の裁量に任されており、加害少年の権利は少年法によって手厚く守られています。

被害者の存在は、加害少年の条件によって、いまだに簡単に忘れ去られてしまうのです。

私たちは、少年の健全な育成や更生に頭から反対したり、いたずらに厳罰を求めているのではありません。「被害者の権利をせめて加害者と平等のレベルに高めてほしい」と願っているのです。そのためには、今の少年犯罪の実態や被害者の現状を多くの人たちに知ってもらうことが必要だと、さまざまな場所でつらい体験を話してきました。それも、「子供が味わった恐怖や苦痛にくらべれば……」という思いがあるからできたことです。

その一方で、新たに私たちと同じような苦しみの中に投げだされた人たちに対して、具体的な支援体制も必要だと話し合ってきました。そしてようやく２００４年１２月に犯罪被害者等基本法が国会で成立し、現在、２５８項目の具体的施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画案も作られ今ようやく関係機関が動き出したところです。まったく予想もしていなかった出来事が起きて、わけもわからず悲しみのどん底にいる時に、警察やマスコミにも対応しながら葬儀をむかえるということは、それだけでも想像を絶する苦痛です。私たちの会は、同じ被害当事者だからこそできる相談、情報提供、代理交渉、心理的なケア、経済的支援、民事裁判の応援などをどのように充実させていくかが、今後の大きな課題だと考えています。

●会の主な活動について

・少年法改正／２００１年４月から少年法が一部改正されました。簡単にいうと、死亡事件については逆送の機会が増え、条件付きで被害者の意見陳述権と事件記録の閲覧・コピー権が認められるようになりました。会としても、法務大臣に要望書や意見書などを提出して、微力ながら改正に貢献してきたつもりです。まだまだ加害者の権利と平等のレベルからはほど遠い内容ですが、当時の思いをわかっていただく意味で、「少年法の改正を求める要望書」の要点だけ紹介させてください。

１．「知る権利」に関連して

１　調査（成人の刑事裁判における捜査）及び審判（同裁判）段階で知り得た事実等については、これを隠さず、被害当事者側が知りたいと意思表示をした場合は、すみやかに対応する。

２　審判段階において、被害当事者側が加害者側に意見陳述をしたいと意思表示をした場合は、この申し出を受け入れる。

Ⅱ．「事実認定」に関連して
審判段階の事実認定において検察側の関与を認め、弁護士側との対審形式という民主的なルールにのっとって（いわゆる「裁判機能」の行使）、より正しい事実認定をめざす。
Ⅲ．「犯罪内容」に関連して
暴力犯罪については、軽微な犯罪と区別して対処する。
Ⅳ．「保護者責任」に関連して
加害少年の保護者に対する責任を明らかにする。
Ⅴ．「年齢」に関連して
年齢の見直しをする。
（「少年法の改正を求める要望書」９８．４．２８／法務大臣提出＝抜粋）

・少年法改正／２００７年5月２５日に少年法の一部が改正されました。簡単に言うと少年院送致を１４歳以上から「おおむね１２歳以上」へ引き下げや、警察に１４歳未満への強制調査権付与等が認められました。このことについては、国会、参議院法務委員会で発言しました。

・少年法改正／２００８年6月１１日に少年法の一部が改正されました。簡単に言うと殺人などの重大事件に限り、犯罪被害者や遺族が少年審判を傍聴できるようになりました。このことについては、法制審議会少年法部会に出席し意見書を提出しました。

・会の手記集『話を聞いてください』（サンマーク出版）刊行／被害当事者のつらさや悲しみのかたちは、事件の内容などによって、少しずつ微妙にちがいます。子供との最期のかかわり方によっても、それぞれの家族の思いは千差万別なのです。けれども、私たちのように話題性や特殊性の少ない少年事件の場合は、なかなかそれぞれの思いを本に残してもらえませんでした。
「いつの日か会の手記集を出せたらいいね」という長いあいだの念願が、２００２年の４月にようやく実りました。年齢、職業、立場などを離れ、裸になったひとりの人間として、この手記集を読んでほしいと思います。そして、第２集、第３集とシリーズ化したいと思っています。

・もうひとつの子供の日『WILL』開催
当会では、子供たちの追悼の意味を込めて、少年犯罪の被害者側の現状を多くの人たちに知ってもらおうと、１９９９年の秋に『WILL』という集会を開きました。WILL という単語には、意志、決意、願い、気持ち、遺言といった意味がありますが、その『WILL』も会を重ねて、２００８年の１０月１１日で１０回目を数えます。

●最後に
私たちは、政治や宗教活動にいっさい関係なく、親が子供を大事に思う気持ちだけで集まった会です。各家庭がお金や時間をやりくりしながら活動しています。ようやく２００７年度より「大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業」の補助金が頂けるようになりましたが、その出費は決して小さなものではありません。アメリカのように被害者関連団体に助成金が出るような制度があればと真剣に思います。

●少年犯罪被害当事者の会の連絡先
・TEL　０６－６４７８－１４８８
・FAX　０６－６４７８－１７８８（武るり子代表）
・郵便振替　００９７０－３－１１３２５３（よろしければ、カンパをお願いします）
・少年犯罪被害当事者の会のホームページ
http://www005.upp.so-net.ne.jp/hanzaihigaisha/welcome.htm

犯罪被害〝語る〟マリオネット

大阪のつどい　遺族の苦しさ 劇で訴え

司法の改善 理解求める

犯罪被害者や遺族の苦しみを、糸操りの人形劇で伝える被害者たちがいる。今年創設された「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）でも上演した。関係団体に被害救済の意義を訴えた犯罪被害者基本法の成立（2004年12月1日）から2年。施行は実行されつつあるが、被害者自らが訴えなければ現状の進まない現実もある。メンバーは「人形劇が要らなくなる日まで演じ続けたい」と誓う。

「全国犯罪被害者の会（あすの会）」関西集会（約20人）の有志ら3人で、タイトルは「悲しみの果てに～絆（きずな）」。被害者の身に殺害された夫婦が、公判で傍聴席にしか置かれない疎外感に苦しむ姿を描き、被害に直接関係する「訴訟参加」などを訴える内容だ。

あすの会幹事・林良平さん（53）が、人形劇の持つ柔かみと親近感に訴えかける力強さに目を付け、02年8月から続けている。

24回目の公演となった1日の犯罪被害者週間の大阪のつどいで、人形を操ったのは、大阪市北花区の坂井尚美さん（39）と堺市堺区の一井彩子さん（47）。

00年4月、けがで入院中の父親が同室の男に殴殺された坂井さんには、忘れられない光景がある。

父を自分の妻の浮気相手と勘違いした男は、法廷で「自分も被害者だ。賠償してほしい」と訴えた。判決は、父には何の落ち度もないとして傷害致死罪で懲役6年の実刑を言い渡したが、悔しさは今も消えない。

「遺族には、法廷で加害者に訴える権利が必要だ」と、坂井さんは言う。

一井さんは1985年8月、中学3年の長男が少年4人に暴行を受けて亡くなった後、主犯格の19歳の少年が検察官送致（逆送）されたことも知らされなかったと、わが子を奪われた親にさえ、今の制度は何もしてくれないと嘆く。

人形劇は終幕、傍聴席から発言を求める声に、裁判長がこう言い放つ。「裁判は被害者のためにあるのではない」

1日の公演後、あいさつに立った一井さんは、「少年事件は逆送されないと裁判さえない。少年法はあの人形劇以上に、被害者をやっかい者扱いしていることを忘れないで」と訴えた。

「訴訟参加」議論始まったばかり

犯罪被害者等基本法に基づいて策定された基本計画には、2500項目の施策が盛り込まれた。内閣府は直ちに取り組むべき施策の9割を実施済みとしている。しかし、刑事裁判の中で、被害者・遺族が被告に質問できる「訴訟参加」や損害賠償を請求できる「附帯私訴」は、導入の是非を巡る法制審議会の議論が始まったばかり。少年事件については、審議の可否を含め検討する。

1日の「犯罪被害者週間・国民のつどい」大阪大会で演じられた人形劇（一井さん母と坂井さん）